

◎西日本・東日本統合会議

・酒木大会実行委員長より、日本からの参加は21名（運営委員7名を含む）、中国からの発題は6～7名との説明。

1日目プログラム震災企画におけるビデオ発題については、担当の藤本委員がメンバーリングリストにおいて「實川さん、戸田さんとの信頼関係がない中で、大連大会へのビデオ参加も躊躇しています。ビデオ参加したことで、また臨心の趣旨とは違うことを発言したのは許せないと攻撃されるかと思うと、それに向けての、エネルギーが枯渇しているもの正直な気持ちです」と書いていた。酒木大会実行委員長は、ビデオは必要ないとの判断であった。

しかし菅野、高島、鈴木各委員が熱心にビデオ報告を推奨し、藤本委員本人も改めて「やります」と意思表示をしたため、多数に押し切られる流れとなった。（賛否の個別意思表示は不明確。）

また、藤本委員のビデオ発題の前の紹介者を酒木さんとするのを申し合わせた。

第二号議題 25年度定時総会準備条々項報告

*西日本部会

①現在の議案書（案）通り議事を進めることを確認した。

②HP管理費を費目として今年度予算案に計上する。

③現行第13条の改訂について：

「原則として」を削除する改訂案について、運営委員会として提案するか否かを審議した。「原則として」の文言から、運営委員への総会当日の立候補が慣例として行なわれている。この慣例はもともと、総会での議論の成り行きから新たに立候補を決意する会員を掬い取るためであった。しかし現状では当日立候補が形骸化し、文書による立候補手続の抜け穴となっている。むしろ「任務を遂行する意志を相互理解するため討論をつくしたのちに」との会則の規定を空洞化するので、「原則として」を削除する提案趣旨である。

→ 議案を運営委員会として提示すること

賛成4名（酒木・實川・田中・戸田）反対1名（佐藤）

◎西日本・東日本統合会議

・関西部会の上記①について討論し、下記枠内に示す＜総会議事進行＞の通り、「改訂承認」された。多数決はとらず、酒木運営委員長兼議長により異議なしの合意形成がなされた。役員選出は最重要事であり、会則の規定から討論を尽くす必要があるため、場合によっては延長もあり得る。したがって、第五～第十二号議案については時間的余裕がなくなることも想定されるが、学会会則の客観的・大局的見直しは重要案件であり、21期に丁寧に引き継ぐ重要な課題であること

を確認した。

- ・ 選挙の時間延長の可能性については、酒木運営委員長より選挙管理委員会の三島さんに連絡する。
- ・ ②は承認された。業者委託を行なうことが了承され、いつまでも無料のサービスに委ねるわけには行かないとの合意のもとに予算措置を講ずることが了承された。(第3号議案において、ホームページ管理の契約内容を明らかにすることに関連。)
- ③は審議されなかった。

<議後のML（運営委員会メーリングリスト）における連絡状況>

- ・ 改めてML上で東日本部会の運営委員が賛否の意志表示をした結果、現行第13条について、「原則として」を除く提案を運営委員会から提案することに：「反対5名（栗原、高島、鈴木、藤本、菅野）」であった。
- ・ 西日本部会での結果を合わせると、賛成4名、反対6名、棄権1名で、反対多数となった。

記

<総会議事>

議長団選出

第一号議案 第20期運営委員会報告(案)

第二号議案 平成25年度（第20期・第21期）予算案

第三号議案 第20期運営委員各自総括報告

第四号議案 平成24年度（第20期）収支決算報告並びに監査報告

<選挙管理委員による運営委員選出>

第五号議案 会則改定案 第12条（運営委員） 条項記述改訂

第六号議案 同上 第13条（運営委員の決定、定数）

第七号議案 同上 （役員の任期）条項記述改訂

第八号議案 会則追加案（選挙管理委員）条項追加

第九号議案 同上 （役員の辞任）条項追加

※（役員の解任）条項の追加の必要性の採択をとり、採択された場合は具体的条項について審議を行う。

第十号議案 会則追加案 運営委員会会務情報および学会内部情報の公開ならびに第三者委員会の章と条項の追加

第十一号議案 会則の変更に伴う条項の番号を改訂

第十二号議案 学会ロゴを作成並びに制定することの可否について

第三号議題 HP管理状況について

*西日本部会

- ・現在のところ滞りなく管理されている。(現時点、試用期間につき無償)

◎西日本・東日本統合会議

- ・「Studio-E」には試用期間として依頼しているが、正式に契約する場合は、仮に同じ業者であっても契約内容を明示し、運営委員会で確認する必要がある。
- ・實川委員より、藤本委員の「精従懇」報告についての説明のコピー配布があり、出席委員で検討した。
菅野よりの「精従懇」報告のホームページ掲載についての質問に、酒木委員長は「指示は出していないが掲載を了承した」と答えた。
菅野委員はこれを受け「個人情報本人の承諾のないまま全世界に向けてインターネット発信されている問題性」を採り上げ、「ホームページ掲載に関する規定が未確立である」と主張した。
實川委員は、第四回運営委員会(2012.12.2)において「HPは、事務局の所管とし、具体的な担当は鈴木氏とする」と決定したことを引き、戸田事務局長の判断と指示での掲載の正当性を主張した。だが菅野、高島、鈴木、藤本委員は納得せず、「所管だからといって何をしてもよいわけではない。このやり方は卑怯で、独裁であり、民主集中制だ」との事務局長への非難を口々に述べた。
- ・この議論を受け酒木運営委員長が「今後HP管理委員会が必要で、管理委員会の責任者は運営委員長とする」と提案した。
- ・藤本委員は「現在のホームページ上の『精従懇報告』について削除するか否か、ML上で早急に(20日を委員応答の期限とする)全運営委員の賛否をとる必要がある」と運営委員長に依頼した。

当日の議決は「精従懇報告の問題箇所についてHP削除」に

賛成：5名(栗原, 高島, 鈴木, 藤本, 菅野), 反対：1名(實川), 棄権：1名(酒木)であった。

この結果、運営委員会より事務局長宛てに、精従懇報告のHP掲示を削除する勧告が決議され、事務局長宛てに送付されることとなった。

[酒木委員長のスケジュールが翌日よりMLに書き込めない状況だったため、藤本委員にML発信の代行を依頼し、代行発信内容をプロジェクターで確認した。]

追加事項) その後のML上では賛成が2名(谷奥, 田中)あった。

したがって統合会議としては、賛成が8名、反対が2名、棄権1名となった。

第四号議題 決算案・予算案作成に関わる事務簡素化について(複式帳簿・勘定元帳作成等の可否)

＊西日本部会

貸借対照表は用いない。(複式帳簿は作らない。)

事前に、監査に了承を得ること。

◎西日本・東日本統合会議

・時間不足となり、審議自体がなされていない。

第五号議題 選挙管理委員の独立性の保障と事務内容・議事進行等の運営委員会からの助言の範囲について

＊西日本部会

6月13日以降に事務局から、事務的必要事項について助言を行う。

◎西日本・東日本統合会議

・時間不足となり、審議がなされていない。

議案)

第一号議案 第三者委員会早期設置(会則改定審議を待たず)の是非

第一号付帯議案1) 平成24年7月20日宮脇前副運営委員長の藤本氏職場訪問の評価

＊西日本部会

・宮脇氏が記録した録音を、出席運営委員で聴取した。その結果、井上悟氏(東京都立中部総合精神保健福祉センター副所長)証言には一部に証言内部の矛盾と事実の誤り(扉を叩いた部屋・藤本實川の面談開始時間など)があると確認された。

・宮脇氏の調査姿勢には、妥当性・信頼性において疑義を生じさせる箇所があった。

理由：

1 運営委員会メーリングリストでは、運営委員長ほかから利害関係のない複数の人員による中立の立場からの調査が求められていたが、宮脇氏は単独で調査に赴いた。

2 井上氏への聴き取りのはじめに一方の当事者・藤本委員が同席していた。

3 藤本委員の主張に反する實川委員の主張について、井上氏よりの聴き取りが為されていないところがある。

4 井上氏と宮脇氏の発言には、精神障害「当事者」に対する予断と偏見に基づく差別的な構えが認められる。(藤本委員もこれを共有している。)

5 録音に中断部分がある。

これらについて佐藤委員は「それは部分としては認めるが、それをもって全体の信憑性を損なうものではない」との反対意見を述べた。

- ・第三者委員会の設置に反対しない。（酒木・佐藤・實川・田中・戸田）
- ・当事者と利害関係のない第三者の調査を求める。（酒木・實川・田中・戸田）
- ・今回の事案への調査については、やむを得ず同意する。（佐藤）

棄権：谷奥

[関西委員会での採決の後、佐藤委員から上記の同意を取り消すとのメール通知があった。]

◎西日本・東日本統合会議

- ・第一号付帯議案1)については、第二号議案を他の議事に優先して、審議するとの決定が有り、時間が割かれたため時間不足となり、審議自体がなされていない。

第一号付帯議案2) 菅野委員による当事者の申し立ての取扱いについての評価

*西日本部会

- ・菅野委員による当事者の意志表示の理解については、本事案への利害関係の無い第三者によって、改めて評価を行う必要性が認められる。

賛成：酒木・實川・田中・戸田

反対：佐藤

棄権：谷奥

◎西日本・東日本統合会議

時間不足で、審議がなされていない。

第一号付帯議案3) 第四回運営委員会議事録の内容についての菅野委員の申し立てについての正当性の評価

*西日本部会

- ・菅野委員による第四回運営委員会議事録の内容への申し立ての妥当性について、本事案に利害関係の無い第三者によって改めて評価を行う必要性が認められる。

賛成：酒木・實川・田中・戸田

反対：佐藤

棄権：谷奥

*「菅野委員が当事者の申し立ての事実を否認或いは意識的に抑圧・隠蔽し、自論展開の論拠とした」との實川委員からの指摘について、第一号に付帯する議案として集中的に審議した。本議案は、過去3度の運営委員会においては、時間切れによって十分に検討できなかったが、今期運営委員会任期中での決議を目指し、この会議（第七回運営委員会西日本部会）での優先審議事項とした。

**6月15日の菅野委員との確認合議のための予備審議とした。

◎西日本・東日本統合会議

時間不足で、審議がなされていない。

第二号議案 精従懇現担当者の職務履行状況の評価

*西日本部会

- ・第二号付帯議案 平成25年6月1日精従懇幹事会・定例会参加報告
今期の担当者2名は、殆ど役割を果たしていなかった。
加えて事実と異なる報告によって運営委員会に混乱をもたらした。
藤本報告（6月9日朝10時17分運営委員会ML投稿）は精従懇代表として、問われていることへの応答となっていない。佐藤委員がメーリングリストで改めて説明を求めることとなった。
- ・精従懇担当者は、6月14日(第20期第七回運営委員会前日)までにメーリングリスト上で当該問題についての内容ある回答を示さない限り責任を問われることが避けられず、適性ある人材の選任が望まれる。

◎東日本・西日本統合会議

- ・實川委員が、6月1日の精従懇会合への参加結果から、藤本委員が4月の運営委員会において虚偽の報告を行なったのではないかと質した。
藤本委員は一切の説明を行なわず、實川委員の発言について「検察官みたいだ」と論評し、「黙秘します」と述べたが直後に「撤回します」と言うなど、本題から外れた発言に終始した。そのうえで、説明はメーリングリストで行なったと繰り返し、また佐藤委員の問いかけへの返答もそこで済んでいると明言し、「よく読んでください」と強調した。
實川委員は、藤本・鈴木両委員の自発的辞任を求めたが、両委員は応じず、また菅野、高島両委員が留任を強く支持した。
菅野委員の見解の主旨と姿勢：藤本委員が虚偽報告を行った事実を認めつつ、この行為の責任は問わなかった。そして藤本委員がこの行為に及んだ「心情」をもっぱら取り上げ、免責の理由とした。
高島委員：「担当者が決まっているのだから、担当者の報告をそのまま信じるのが信頼というものだ。虚偽を疑ったり調査に行くのがおかしい」と述べた。
栗原委員は虚偽報告の事実を認めつつ、しかし論評せず、留任に賛成した。
鈴木委員：「フォーラムの内容は決まっているはずがない。だから、聞く方の解釈の問題だ」と述べた。(なお、精従懇会議中の藤本氏の発言については、覚えていないと繰り返した。)
- ・運営委員長より、「『精従懇』担当者を酒木、鈴木、藤本の三人とする」という提案があった。
- ・實川委員より、藤本・鈴木両委員の責任を問う西日本部会決議への賛否を問うにあたり、当事者の二人(藤本・鈴木両委員)を外すべきとの提案があった。

<議決結果>

- ① 藤本委員と鈴木委員が表決に参加することについて
不可：2名（實川、酒木）
可：5名（栗原、菅野、鈴木、高島、藤本）
 - ② 西日本部会提案
反対：5名（栗原、菅野、鈴木、高島、藤本）
 - ③ 運営委員長提案
賛成：6名（酒木、栗原、菅野、鈴木、高島、藤本）
反対：なし
棄権：1名（實川）
- 留任現任者に加えて、酒木運営委員長が担当者として承認された。

第三号議案 メーリングリスト議事への消極的参加状況への対策
西日本部会

- ・ 運営委員会ML議事への応答が極めて乏しい委員は、責任感の欠如が疑われる。
応答ができない場合にもその理由を、決定を要する議題等毎に逐次、言語化（文章化）により表明して欲しい。
東日本・西日本統合会議
- ・ 本議案は、審議時間終了により審議されず。

第四号議案 来期運営委員の選出について
＊西日本部会

近年、会則第13条に則した役員選出が必ずしも実践されていないのではないか。今回の総会での選出手続きにおいては、本条（以下に引用）の趣旨を改めて認識して選挙に臨んで貰いたい。

選挙管理委員会に、上記を運営委員会参考意見として通知する。

会則13条（運営委員の決定、定数）運営委員は本学会員が、自主的に立候補し、同時に立候補理由を表明し、総会において運営委員の任務を遂行する意志を相互理解するため討論をつくしたのちに、決定される。なお、原則として、立候補表明は、総会に先じる一定期間内に運営委員会が委任する選挙管理委員会あて文書で行う。選挙管理委員会は、それを機関誌、紙上で会員に周知徹底させる。
定数は特にこれを定めない。

◎東日本・西日本統合会議

- ・ 本議案は審議時間終了により審議されず。

第五号議案 予算案への「心理臨床センター寄付金」繰り入れ（寄付金費目追加）および「精従懇分担金」支出削除について

*西日本部会

- ・「心理臨床センター寄付金」は今年度予算案に繰り入れる。
- ・「精従懇分担金」支出は削除しない。第七回運営委員会（統合会議：6月15日開催）承認され次第、平成24年度分担金の支払い保留を解除する。

◎東日本・西日本統合会議

- ・審議時間終了により採決されず。

以上